

令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和4年2月17日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター講堂に招集した。

1. 令和4年2月17日（木）午後3時15分 開会
1. 令和4年2月17日（木）午後4時50分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 佐藤育男	2番 鎌田 正	3番 黒沢龍己	4番 森元淑雄
5番 高橋徳久	6番 橋村 誠	7番 熊谷一夫	8番 熊谷隆一
9番 渡邊秀俊	10番 小松栄治	11番 阿部則比古	12番 伊藤福章
13番 秩父博樹	14番 後藤 健	15番 八柳良太郎	16番 鈴木良勝
計 16名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 藤村好正 消防長 佐藤広樹
消防次長 渋谷徹 消防本部総務課長 山本啓彦 主席参事兼介護保険事務所長 山口誠
事務局次長兼管理課長 久米正 環境事業課長 瀬川敬 環境事業課参事 山本博康
環境事業課専門監 宮本武二郎 介護保険事務所主幹 上田泰彦 管理課主幹 藤田貴
管理課副主幹 奈良ルミ子 管理課副主幹 九島芳謙 管理課主席主査 鈴木貴将

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第2号 大曲仙北広域市町村圏組合財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険特別会計負担金調整基金条例の制定について

(4) 議案第4号 令和3年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

(5) 議案第5号 令和3年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）

(6) 議案第6号 令和3年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について

- (7) 議案第7号 令和4年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (8) 議案第8号 令和4年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (9) 議案第9号 令和4年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について
- (10) 議案第10号 副管理者の選任につき同意を求めることについて

議 長 (後藤健君)
お揃いのようなので、これより令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。
管理者から招集のあいさつがあります。老松管理者。

管理者 (老松博行君)
はい、議長。

議 長 (後藤健君)
はい、管理者。

管理者 (老松博行君)
招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。
先ずもって、豪雪により被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。
今年の冬におきましても、記録的な豪雪となった昨年の冬に匹敵する積雪となっており、除雪や雪下ろし中の事故が多発している状況にあります。
ここに、日夜豪雪対応にご尽力いただいている方々に対し心から感謝を申し上げますとともに、被災された皆様の一日も早い復旧・回復をお祈りいたします。
それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。
本日、令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。
今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案3件、補正予算案2件、令和4年度当初予算案2件、単行案2件及び副管理者の選任に係る人事案1件の、合計10件であります。
令和4年度当初予算につきましては、一般会計と介護保険特別会計を合わせた総額は246億4,884万6千円で、前年度当初と比較して1億9,289万8千円、率にして0.79%の増となっております。これは、一般会計において、消防費が車両更新事業費の減や角館消防署大規模改修事業の終了により約2億4千万円の減となるものの、衛生費が新南部斎場建設事業費及び新中央し尿処理センター建設事業費の増により約3億8千万円の増となること、また、介護保険特別会計において、保険給付費に約9千万円の増が見込まれることなどによるものであります。

構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して6,425万2千円、率にして約0.9%増の総額72億1,567万円となっておりますが、これにつきましても衛生費の増が要因となっております。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

国内では、昨年11月末に初めて確認されたオミクロン株の急激な感染拡大、いわゆる第6波が年明けに始まったことにより、2月14日現在、36都道府県がまん延防止等重点措置の対象となっております。県内各地でも、クラスターや市中感染の疑われる事例が連日報告されているほか、当圏域内においても学校や保育園関係の感染が続いており、収束は見通せない状況と言えます。

組合といたしましては、消防庁舎及びごみ処理施設の見学受入れや消防危険物施設の立入検査などを1月25日から休止しているほか、今後も各種感染防止策を講じながら業務の継続に努めてまいります。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、管理課関係についてであります。

事務部局の職員採用試験のうち、環境事業課に勤務する初級職につきましては、昨年10月24日に1次試験、12月13日に2次試験を実施し、最終合格者1名と補欠合格者1名を12月20日に発表しております。

次に、斎場関係について申し上げます。

新南部斎場建設事業につきましては、先ほどの議員説明会で申し上げましたとおり、プロポーザル方式により事業実施の基幹となる設計業者及び火葬炉メーカーの選定を終えており、今後は、両業者との協議を重ねながら設計作業を進めることとなります。また、道路付替工事が始まる前の本年4月、2回目となる地元住民説明会の開催を予定しております。

なお、この後ご審議いただく令和4年度当初予算案に、当該事業の関連経費として1億1,689万9千円を計上しております。

次に、令和3年の利用件数につきましては、中央斎場は1,110件で前年比21件、南部斎場は573件で67件、北部斎場は513件で23件のいずれも増となっており、合計では2,196件で111件、率にして5.3%の増となっております。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

新中央し尿処理センター建設事業につきましては、先ほどの議員説明会で申し上げましたとおり、公平性と透明性を確保するとともに、専門的知見に基づいて建設・運営事業者を選定するための委員会を、去る1月20日に立ち上げたところであり、今月21日開催予定の2回目の会議においては、入札公告の内容を協議することとしております。

なお、環境省所管の交付金を活用する本事業につきましては、交付金要綱が推

奨する「総合評価一般競争入札方式」で事業者を選定することとしており、この後ご審議いただく令和4年度当初予算案には、建設事業費として1億6,329万1千円を計上しているほか、地方自治法の規定により関連予算を予め確保しておく必要がありますので、令和5年度以降の建設事業費と7年度から15年間の運営管理費の上限として、合わせて62億7,950万円の債務負担行為を設定しております。

次に、北部廃棄物処理施設の長期包括運営委託導入につきましては、去る2月10日に1回目の事業者選定委員会を開催し、効率的かつ適正に事業者を選定するための公告内容を取りまとめております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、新中央し尿処理センター建設事業については入札の公告を、北部廃棄物処理施設の長期包括運営委託導入については公募型プロポーザルの公表を、いずれも4月初旬に行った後、それぞれの選定委員会において事業者のヒアリングを実施し、本年10月には優先交渉権者を選定する予定となっております。

次に、消防関係について申し上げます。

はじめに、本年度の実施事業についてであります。角館消防署大規模改修事業につきましては、庁舎内の内装・照明・空調工事がほぼ完了するなど順調に推移しており、残る食堂の改修と外構工事についても予定どおり年度末までに完了する見込みであります。

また、購入車両につきましては、協和分署の災害対応特殊救急自動車は、去る1月18日から運用を開始しているほか、大曲消防署の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車については、3月中旬に納車される見込みであります。

次に、令和4年度に実施予定の主な事業といたしましては、西仙北分署の屋根改修工事や田沢湖分署の外壁・屋根塗装工事のほか、総務省消防庁が示しているガイドラインの変更を受け、新たな基準に沿った防火服261着の賃借を開始することとしております。

消防車両につきましては、車齢が17年となる西分署の消防ポンプ自動車と、13年となる大曲消防署の救急自動車を更新することといたします。

次に、永年勤続消防職員や防火防災・人命救助等にご尽力いただいた個人及び事業所を表彰している消防功労者表彰式につきましては、3月16日に大仙市大曲市民会館小ホールを会場に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催したいと考えております。

また、消防職員意見発表秋田県大会につきましては、2月10日に当組合の代表として協和分署の高(たか)橋(はし)奎(けい)人(と)消防士が出場する予定でしたが、コロナ禍の影響でビデオ審査による選考に変更されており、結果については今月28日に通知されることとなっております。

次に、令和3年の火災・救急事案発生状況につきましては、火災件数が59件で前年比16件、救急件数が5,629件で440件のいずれも増となっており、新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛ムードが和らいだことによるものと分析しております。

また、今冬の雪害発生状況につきましては、屋根の雪下ろしなどによる人的被害が2月13日現在で41件発生し、死者が1名、負傷者が40名、負傷者のうち重症者が24名となっており、昨年同期との比較では10件の減となっております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

令和3年11月データによる第1号被保険者数は48,075人、要介護認定者数は10,015人、サービス利用者数は8,512人、給付総額は約14億3,300万円となっており、前年同月との比較では、第1号被保険者数は198人、要介護認定者数は58人、サービス利用者数は82人のいずれも減で、給付総額については約380万円、率にして約0.27%の微増となっております。

次に、第8期事業計画に基づく本年度分の施設整備計画の進捗状況につきましては、物資調達や職員確保の遅延等により、特定施設41床の新設と特別養護老人ホーム40床の増床が令和4年度以降に延期となっておりますが、そのほかの施設整備については計画どおりに進んでおります。

また、介護保険事務所では、去る1月20日に一般住民を対象とした介護入門講座を開催したほか、来年度は事業所での就労につなげることを目的とした研修を計画しており、介護人材不足の解消等に向けた取組に力を注いでまいります。

最後に、繰り返しになりますが、今後数年間は大規模施設の建設事業が同時並行的に続くこととなります。いずれの事業につきましても圏域住民の生活に直結する基幹施設でありますので、着実な進捗を図るとともに効率的な運営を目指してまいります。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議 長 (後藤健君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において3番黒沢龍己君、4番森元淑雄君、5番高橋徳久君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。「令和3年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。質問を許します。13番秩父博樹君。

議員 (秩父博樹君)

はい、議長、13番。

議長 (後藤健君)

はい、13番。

議員 (秩父博樹君)

そうすれば、通告に従いまして、質問させていただきます。自販機リサイクルボックスの異物混入低減の取り組み等について伺いたします。

世界経済フォーラムの2016年の発表によると、2050年にはプラスチック生産量が約4倍増加し、海洋プラスチックごみの量が海にいる魚を上回るとされるなど、環境問題への対策が喫緊の課題となっております。

そのような中、本年4月より、プラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とする「プラスチック資源循環促進法」が施行されます。同法施行により3R、3Rというのは、リデュース、リユース、リサイクルになりますけども、リデュースが廃棄物の発生抑制、それからリユースが製品の再利用、リサイクルが資源の再生利用、この三つの頭文字を取って3Rと言いますが、この3Rと持続可能な資源化を推進することでプラスチックの資源循環を促し、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行加速が期待されています。

誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す、持続可能な開発目標（SDGs）にも、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」との内容をはじめ、環境問題への目標が掲げられております。一人一人の意識改革、地域からの小さな取り組みが大きな改革の力、目標達成に不可欠であるというふうに考えます。

国内では、例えば2018年に神奈川県において、県内の海岸に打ち上げられたシロナガスクジラの体内からプラスチックごみが発見されたことを受け、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すとの「かながわプラごみゼロ宣言」を行うなど、各自治体において、いわゆる「プラスチックごみゼロ宣言」がなされ、行政や地域住民、企業団体などが団結して環境問題に取り組む機運が高まっております。

そこで1点目ですが、未来の世代を守るため、大曲仙北広域市町村圏組合においても、さらなる3Rを推進し、近い将来には「プラスチックごみゼロ宣言」を行えるよう、プラごみ分別の可能性について知恵を絞り検討すべきではないでしょうか。環境問題により積極的に取り組み、未来の世代にバトンを渡していくべきと考えるものですが、ご見解を伺います。

プラスチックごみは様々ありますが、より具体的に、身近なペットボトルのリサイクルについて触れたいと思います。

PETボトルリサイクル推進協議会によると、国内のペットボトルの回収率は88.5%、リサイクル率は96.7%と世界でもトップレベルであり、2020年は、およそ48万8千トンのペットボトルがリサイクルされました。

例えば、再びペットボトルになるだけではなく、衣類、土木・建築資材、食品用トレイ、文具・事務用品などと、実に多種多様な製品に生まれ変わっております。

また、温暖化防止等の観点では、国内で利用されているペットボトルの、資源採掘からボトル生産・利用・排出回収・リサイクル・再利用までの温室効果ガス総排出量はおよそ205万8千トンであり、これは、もし、リサイクル・再利用が無い場合の排出量352万8千トンと比較し、約42%も排出量が少なくなっているとの結果が示されております。つまり、PETボトルは、その高いリサイクル率により大幅に環境負荷を低減していると言えます。

しかしながら、ペットボトルの回収過程で問題が生じています。それは、ペットボトル以外のごみの混入です。地域や場所による差はあるものの、飲料メーカーが流通事業者などと連携し、ペットボトルを自動販売機に併設されたリサイクルボックス、プラスチックで穴が開いてるやつ、今結構自動販売機と同じような大型の物もありますけど、これで回収する際、ペットボトル以外の大量のゴミ・異物混入や、さらにひどいケースではリサイクルボックス周辺にまで、入りきらないほどのゴミが山積みになっている、というケースがあります。私自身もあちこち現地調査させてもらったんですけど、この圏域内で、ひどい場合、オムツが捨てられているというケースもありました。全国清涼飲料連合会の調査では、屋外設置自販機のリサイクルボックス内の異物混入率は31%。タバコや弁当容器、紙カップ、ビニール傘など様々な物が捨てられているのが現状です。

廃棄物処理法上は、こうした異物の処理は本来、国、地方公共団体が行うものである中、現状では、このようなペットボトル以外の異物を、飲料メーカーや流通事業者等が自主的に費用・労力等を負担し処理しているという状況であります。

そこで2点目ですが、こうした自販機リサイクルボックスへの異物（一般廃棄物）の混入問題をどのように認識しておりますでしょうか。異物は一般廃棄物であり、本来は市町村に処理する責任があると考えるものですが、ご見解を伺います。

リサイクルボックスへの異物混入問題の要因として、例えば公共のゴミ箱の撤去が進んでいることや、コンビニエンスストア等のゴミ箱、以前は屋外に設置してあったのが多かったんですけど、最近では、これを店内に移設していること、こういったことが指摘され、その受け皿としてリサイクルボックスが不適切に使われているとの考えもあります。

いずれにしても、先ほど申し上げましたようにペットボトル以外の異物を、飲料メーカーや流通事業者が自主的に費用・労力等を負担し処理して下さっております。

また、業界が自主的に、異物が混入しにくい新しいタイプのリサイクルボックス、見せてもらったんですけど、下から入れるようなタイプなんですけど、これを試作し試験的に設置するなど、資源リサイクルの円滑化、地域の環境美化の為に取り組んでおりますが、業界だけに任せるには限界があるというふうに考えます。

そこで3点目になりますが、当組合として、業界と連携し、異物混入の調査を含めた実態の把握・回収ボックスの適切な設置・官民共同の新回収モデル策定などへの協議体の立ち上げを提案するものですが、問題解決へのお考えについて伺います。

また、ペットボトルについて、その優れたリサイクル率や、適切な回収により資源循環・温暖化防止に貢献できることなど、地域住民へSDGsに即した意識啓発の取り組みも、協議体で検討・推進してはいかがでしょうか。ご所見を伺います。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 (後藤健君)

はい。答弁を求めます。瀬川環境事業課長。

課長 (瀬川敬君)

はい、議長。

議長 (後藤健君)

はい、課長。

課長 (瀬川敬君)

秩父博樹議員の質問にお答えいたします。

始めに、各家庭から排出されるごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って、各市町村が処理することとされており、構成市町においてそれぞれ策定した一般廃棄物処理基本計画のもと収集、運搬等を行っております。

当組合では、構成市町が共同で行うことが、より経済的かつ効率的であると考えられる一般廃棄物処理施設の設置及び管理を担う組織として、ごみ処理センター等の施設運営を行っており、従前より構成市町と連携をとり、ごみの減量、分別等について情報提供するとともに、啓蒙啓発に努めているところでございます。

質問の1点目は、プラごみ分別の可能性についてであります。

私たちの暮らしを便利にしてきたプラスチックですが、ごみとして不法に投棄されることによって、美しい景色や生物たちに様々な影響を及ぼしており、地球環境を守り未来の子どもたちに自然豊かな、この郷土を引き継いでいくためにも、議員ご指摘のとおり、私たち一人ひとりがこの問題を「自分のこと」として捉え、使い捨てプラスチック製品の使用削減や使用済み製品の再生利用を推進する必要があると考えます。

今年4月から施行される「プラスチック資源循環促進法」は、プラスチックという素材に焦点をあて、プラごみの分別収集やリサイクルと言った収集、運搬を含めたごみを排出する分野に関する内容で構成されており、その分野を担う市町村や事業者の責務などについて規定していることから、「ごみ処理を担う側」である組合の廃棄物処理全体における立ち位置としては、少し異なるものと受けとめておりますが、ごみの減量化或いは適正な分別という分野においては、当組合の業務と密接不可分の関係にあると思いますので、住民に対する周知活動や構成市町への情報提供など、積極的に協力してまいります。

質問の2点目は、自販機リサイクルボックスへの異物（一般廃棄物）混入につ

いてであります。

自販機に併設されたりサイクルボックスでの回収行為は、事業活動の一環として設置していることから、管理している事業者自らが適正に処分する義務を負うこととなり、費用労力等を負担しております。

しかしながら、家庭ごみを持ち込むことは不法投棄になりますので、ごみ出しマナーやルールを徹底するよう構成市町と連携し啓発してまいります。

質問の3点目は、官民共同の新回収モデル策定等への協議体の立ち上げなどについてであります。

プラスチック資源循環促進法第31条において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、市町村は、その区域内における分別の基準を策定するよう努めることとされておりますので、先ほど申し上げましたとおり、組合は、ごみの処理、処分を担う組織であり、ご提案の異物混入の調査を含めた実態の把握、回収ボックスの適切な設置、官民共同の新回収モデル策定等の協議体の立ち上げなどにつきましては、まずは、構成市町において検討すべきものと考えます。

しかしながら、当組合も廃棄物処理という大きな括りの中の組織でございますので、今後関与できる部分があれば、積極的に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 (後藤健君)

13番再質問はありませんか。はい、13番。

議員 (秩父博樹君)

今のご答弁からすると、処理をするのはこちらの組合で、分別等に関しては各市町村の方の業務というふうに認識したところではありますが、処理をこの一部事務組合という形で行っている、今こういう状況の中で、例えばですけど、5年後、10年後に2市1町の中の例えばどこか一つだけプラごみ分別を始めるとなった場合、足並みを揃える必要はないのか、それによって支障が出てくるものなのかどうなのか、ここで取り挙げたというのは、例えば大仙市で進めるという形になるとちょっと違うのかなというふうに思いましたので、あえてこの場で取り挙げさせてもらったところです。その辺の認識についてお伝えいただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 (後藤健君)

はい、答弁を求めます。瀬川環境事業課長。

課長 (瀬川敬君)

はい、議長。

議員がおっしゃるとおり圏域内におきましてのルールの統一というようなことだと思います。おっしゃるとおり圏域内でのルールの統一ということは、こちらの処理施設で処理することになりますので、ルールの統一というようなことは検討していく必要があるかとは思いますが、それにつきましては構成市町と協力しましてその辺は今後検討していくことだと思います。以上でございます。

議長 (後藤健君)

はい、再々質問ありませんか。はい、13番。

議 員 (秩父博樹君)

分別については、これよりかなり大きな自治体だとやっている所があったり、また、かなり小さい村といいますか、そういう所だとかなり細かく分けられてて、住民の協力の下で分けてやっている事例等がありますけど、なので、中核の市町でも大きい所、小さい所でできて、中核の所ではできないけどなかなかないと思いますので、まず、知恵を絞る必要はあると思います。今すぐできるものでもないと思います。かなりハードルが高いと思いますけど、ただ、費用だけ考えると、尻込みしてしまう取り組みかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、次の世代の、自分たちが住める環境、受け継いでバトンを渡していくというそういう観点から、やはり今知恵を絞って研究していくべき時にきているんじゃないかなというふうに思いまして、今回これを取り上げさせていただきました。やっぱり足並み揃える必要がある取り組みだと私は思っていますので、それであえてここで取り上げさせていただきましたので、今すぐは難しいと思いますが、今後の課題として、市長、町長にも念頭に入れていただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。ご答弁は結構です。ありがとうございます。

議 長 (後藤健君)

これにて、質問を終わります。

日程第5「議案第1号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (後藤健君)

はい、次長。

次 長 (久米正君)

議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

今般、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の取得要件が緩和されるとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置が講じられることとなっております。

本案は、本条例においても同様の内容に改めるとともに、未整備であった非常勤職員の育児休業取得要件等に係る規定を、構成市町に倣い新たに追加するものであります。

施行日は、法改正に合わせ令和4年4月1日といたします。

以上、議案第1号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第2号」、日程第7「議案第3号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (後藤健君)

はい、次長。

次 長 (久米正君)

議案第2号「大曲仙北広域市町村圏組合財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険特別会計負担金調整基金条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

議案説明資料3ページをご覧ください。

当組合では、平成15年度から財政調整基金により全ての会計の決算繰越金に含まれる一般財源を管理・運用し、構成市町負担金の調整を図ってまいりましたが、今般、監査委員の助言を受け、一般会計と介護保険特別会計それぞれに基金を設置して管理・運用することにより、負担金調整の明確化を図ろうとするものであります。

はじめに、議案第2号であります。既存の財政調整基金条例について、題名や設置の目的などを運用の実態に合わせて一部改正し、一般会計の負担金調整基金条例として整備するものであります。

次に、議案第3号につきましては、資料の4ページをご覧ください。

本案は、介護保険特別会計の負担金調整基金を新たに設置するため、一般会計の基金条例と同様の内容で必要な事項を定めるものであります。

施行日につきましては、両条例とも令和4年4月1日といたします。

以上、議案第2号及び議案第3号の2件を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」及び「議案第3号」を一括して採決いたします。
本2件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本2件は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第4号」、日程第9「議案第5号」、日程第10「議案第6号」の三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (後藤健君)

はい、次長。

次 長 (久米正君)

それでは、議案第4号と第5号の令和3年度2月補正予算及び議案第6号の令和3年度負担金の一部変更について、一括してご説明申し上げます。

議案説明資料5ページの総括表をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、一般会計、介護保険特別会計ともに減額をお願いするものであり、両会計総額では4億6,890万2千円の減額となり、補正後の予算総額を239億9,503万6千円とするものであります。

はじめに、議案第4号「令和3年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

総括表の上段をご覧ください。

今回の補正は、総務費及び諸支出金は増額を、衛生費及び消防費は減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額から2,247万円を減額し、補正後の総額を50億118万1千円とするものであります。

予算の内容について、歳入からご説明いたします。

議案説明資料6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金は、7,150万4千円の減額であります。

1項3目斎場費負担金は498万3千円、7目廃棄物処理費負担金は510万9千円、8目消防費負担金は5,987万3千円、9目民生費負担金は153万9千円をいずれも減額するものであり、各負担金を財源とする運営費及び人件費の減のほか、施設使用料の増などによるものであります。

2款使用料及び手数料は、各施設の利用実績見込みから、合わせて170万円の減額であります。

3款国庫支出金1,342万5千円の増と、7ページになりますけども、4款県支出金153万8千円の減は、各種負担金や補助金を収納見込みに合わせて補正するものであります。

5款財産収入は、財政調整基金預金利子を増額するものであります。

6款繰入金は、これまで介護保険特別会計の剰余金を一般会計の財政調整基金に積み立てるために繰り入れておりましたが、令和4年度からは、新設する特別

会計の基金への積立てにより繰入れが不要となるため、存置の千円を減額するものであります。

7款繰越金は、3,663万9千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

8款諸収入1項1目組合預金利子は、8千円の増額、2項1目雑入は、廃棄物処理施設のペットボトル、アルミ缶などの成型品等売払収入220万円を増額するものであります。

続いて歳出をご説明いたします。

2款総務費1項1目一般管理費は、人事異動による人件費不足分90万円を増額するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目新南部斎場建設事業費は、各種委託業務の契約差額のほか、本年度予定していた地質調査業務を来年度へ繰り延べしたことによる不用額、合わせて398万3千円を減額するものであります。

5目へい獣保冷センター費は、搬入頭数の増に伴い不足する処分業務委託料など70万円を増額するものであります。

2項清掃費1目大仙市・美郷町負担人件費、8ページに移りまして、2目仙北市負担人件費、3目共通負担人件費は、人事異動による人件費過不足分を執行見込みに合わせて増減し、4目中央廃棄物処理施設一般管理費、5目中央ごみ処理センター等運営費、7目新中央し尿処理センター建設事業費、8目北部廃棄物処理施設一般管理費、9目北部最終処分場運営費、10目北部ごみ処理センター運営費、11目北部し尿処理センター運営費は、各廃棄物処理施設の管理運営に係る契約差額等の減額と、価格の上昇により不足する燃料費などの増額を行うもので、清掃費全体では539万3千円の減額となるものであります。

5款消防費1項1目常備消防費は、早期退職及び育児休業取得等による人件費や、新型コロナウイルス感染症拡大による研修の中止に伴う旅費・負担金などの不用額を減額するほか、清掃費同様、燃料費やガス代などの需用費を増額し、総額では3,450万円の減額となるものであります。

9ページをお願いします。2目施設整備費は、角館消防署大規模改修事業費や消防車両購入費などに生じた契約差額、708万8千円を減額するものであります。

7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、一般会計の前年度繰越金の残や預金利子などを積み立てるため、3,392万1千円を増額するものであります。

2項1目介護保険特別会計繰出金は、介護保険料軽減に係る国、県、市町の負担金について、繰越金に含まれていた過年度分が増額となるものの、現年度分は減額となり、総額では702万7千円の減となるものであります。

次に、「議案第5号令和3年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

5ページにお戻りいただきたいと思えます。総括表の下段をご覧ください。

今回の補正は、基金積立金及び諸支出金は増額を、総務費、保険給付費及び地域支援事業費は減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額から4億4,643

万2千円を減額し、補正後の総額を189億9,385万5千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。10ページをご覧ください。

1款介護保険料1項1目1節現年度分は、仮の保険料基準額で積算していたものを、基準額の確定により1億63万1千円を減額するものであり、2節滞納繰越分は、実際に繰越しとなった保険料額が見込みより少なかったことから、102万6千円を減額するものであります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、節の区分ごとに関連する歳出の増減が反映されるもので、介護給付費などの減によりまして、総額では1億1,517万3千円の減額となるものであります。

4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金は、保険給付費と地域支援事業費の執行見込みなどに沿って補正するものであります。

11ページをお願いします。3目保険者機能強化推進交付金2,526万9千円及び4目介護保険保険者努力支援交付金2,603万1千円は、地域支援事業の一環で実施している自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金、5目介護保険事業費補助金425万2千円は、介護保険法の改正に伴うシステム改修費の補助金、6目介護保険災害等臨時特例補助金67万2千円は、新型コロナウイルス感染症により収入が下がった被保険者に対する保険料の減免措置に係る補助金で、いずれにつきましても新規に計上するものであります。

5款県支出金、6款支払基金交付金は、保険給付費や地域支援事業費の執行見込みなどに沿って補正するものであります。

7款財産収入は、介護給付費等準備基金の預金利子6万5千円の増額であります。

8款繰入金1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、保険給付費が伸びなかったことのほか、国からの調整交付金が見込みよりも多かったことなどにより、基金に積み上げていた保険料の取崩しが不要となったことから、全額を減額するものであります。

2項1目低所得者介護保険料軽減繰入金は、一般会計の繰出金と同額の702万7千円が減額となります。

9款繰越金は、2億3,579万8千円の増額であり、前年度繰越金のうち令和4年度の介護給付費への充当分などを除いて計上するものであります。

10款諸収入は、第三者納付金及び雑入を収納見込に合わせ、590万5千円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページからとなります。

1款総務費1項1目一般管理費は、人事異動による人件費の不用額やシステム改修業務委託料の契約差額等、合わせて1,070万円を減額し、2項1目賦課徴収費については、ガソリン価格の高騰により、徴収業務用車両の燃料費10万円を増額するものであります。

3項1目介護認定審査会費は、認定審査件数の減により委員報酬や旅費などの

不用額190万円を減額、2目認定調査等費につきましても、認定調査員1名の退職に伴う人件費や調査依頼件数の減による主治医意見書作成手数料等の不用額を、合わせて670万円減額するものであります。

2款保険給付費は、各種サービスの実績見込みにより、1項介護サービス等諸費、2項その他諸費及び4項特定入所者介護サービス等費は減額、3項高額介護サービス等費及び5項高額医療合算介護サービス等費は増額し、総額では6億5,280万円の減額となるものであります。

減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で、居宅介護介護サービスの利用が控えられたことや、施設整備に遅れが生じていることなどであります。

13ページをご覧ください。3款地域支援事業費は、構成市町へ委託している各種事業の実施見込みなどに合わせ、8,063万9千円の減額となります。

5款基金積立金は、現年度保険料の残や繰越金に含まれていた過年度保険料を介護給付費等準備基金に積み立てるため、1億4,886万5千円を増額するものであります。

7款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は、還付見込みに合わせ34万7千円を増額、2目償還金は、令和2年度の保険給付費や地域支援事業費の確定による国、県への精算返還金を予算措置するため、1億5,699万6千円を増額するものであります。

2項1目一般会計繰出金は、特別会計に基金を新設することにより繰出す必要がなくなるため、存置の千円を減額するものであります。

続きまして、「議案第6号令和3年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。

資料の14ページをご覧ください。

ただ今ご説明いたしました議案第4号の一般会計補正予算と第5号の介護保険特別会計補正予算を受け、斎場費負担金は498万3千円、廃棄物処理費負担金は510万9千円、消防費負担金は5,987万3千円、民生費負担金は153万9千円、介護保険費負担金は1億1,517万3千円をいずれも減額し、変更後の負担金総額を大仙市39億9,422万8千円、仙北市19億4,606万2千円、美郷町10億2,445万1千円、合計69億6,474万1千円とするものであります。

以上、議案第4号と第5号の令和3年度2月補正予算及び議案第6号の令和3年度負担金の一部変更について、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。よろしいですか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第4号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第7号」、日程第12「議案第8号」、日程第13「議案第9号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

はい、議長。

議長 (後藤健君)

はい、副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

それでは、議案第7号と議案第8号の令和4年度一般会計及び介護保険特別会計当初予算並びに議案第9号、令和4年度組合経費に係る負担金に関する単行案につきまして、私の方から一括してご説明をさせていただきます。

本2件の予算案につきましては、地方自治法の規定に基づき、また、組合経費に係る負担金につきましては、当組合規約の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

恐れ入りますが、議案説明資料の15ページをお開き願います。上段の総括表をご覧ください。管理者の行政報告でもありましたけれども、一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は246億4,884万6千円であります。前年度比較で1億9,289万8千円、率にして0.79%の増となります。

総括表下の円グラフでありますけれども、両会計の歳出における目的別、性質別の構成比を表したものであり、左上のグラフ、一般会計の目的別におきましては、主な内訳としては、消防費が23億2,233万3千円、率にして45.5%、常備消防費や施設整備に係る経費であります。次いで衛生費が22億7,196万7千円で、率にして44.5%、これは斎場や廃棄物処理施設の運営に係る経費となります。

その右のグラフ、性質別におきましては、主な内訳として、人件費が21億3,043万6千円、率にして41.7%、次いで物件費が19億8,560万6千

円、率にいたしまして38.9%で、大部分が廃棄物処理施設運営に係る委託料、需用費となります。

左下のグラフ、介護保険特別会計の目的別におきましては、保険給付費が183億5,775万円、率にして93.9%となり大部分を占めます。

その右のグラフ、性質別におきましては、補助費等が187億2,327万2千円、率にして95.8%で、こちらもほとんどが保険給付費となります。

それでは、会計ごとの主な項目について順次ご説明させていただきます。

はじめに、議案第7号一般会計予算についてご説明いたします。グラフ上の総括表にお戻りいただき、表の上段をご覧ください。一般会計の歳入歳出予算の総額は、51億796万7千円で、前年度と比較して9,230万6千円、率にして1.84%の増となります。

歳入から順にご説明申し上げます。16ページをお開き願います。

歳入1款分担金及び負担金1項1目事務費負担金は、7,755万7千円で、例規集の加除及びデータ化等の経費増により、106万3千円の増であります。

2目社会福祉法人助成費負担金は、1,173万7千円で、償還費の負担金、11万2千円の減であります。

3目斎場費負担金は、1億8,860万3千円で、新南部斎場建設事業の本格化により、8,866万4千円の増であります。

4目病院群輪番制事業費負担金及び5目歯科在宅当番医制事業費負担金は、前年度と同額の計上となります。

6目へい獣保冷センター費負担金は、399万3千円で、死亡獣畜の集荷処理業務委託料等の増によりまして、27万5千円の増となります。

7目廃棄物処理費負担金は、18億5,235万2千円で、新中央し尿処理センター建設事業費の増及び北部廃棄物処理施設の設備、機器等修繕工事の増などにより、2億957万円の増であります。

8目消防費負担金は、23億341万1千円で、角館消防署大規模改修事業の終了や消防救急デジタル無線システム部分改修事業の終了、車両更新事業の減等により、総額で2億3,651万4千円の減であります。

9目民生費負担金は、6,191万6千円で、低所得者に対する介護保険料軽減事業の減によりまして、153万9千円の減であります。

以上、歳入1款分担金及び負担金は、上段の方に記載がありますけれども、総額45億2,618万4千円で、前年度との比較で6,140万7千円の増となるものであります。

続きまして歳入2款使用料及び手数料1項使用料は、斎場、へい獣保冷センター、ごみ処理施設、し尿処理施設等に係る施設使用料、合わせて2億3,626万7千円の計上、2項手数料は、へい獣集荷処理、危険物貯蔵設備検査に係る手数料、合わせて435万4千円の計上であります。

以上、歳入2款の使用料及び手数料は、総額2億4,062万1千円で、前年度との比較で637万3千円の減となります。

続いて歳入3款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、1億2,383万2

千円で、低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金であります。

2項1目衛生費国庫補助金は、4,869万6千円で、新中央し尿処理センター建設事業に係る循環型社会形成推進交付金であります。

なお、消防費国庫補助金は、令和4年度に更新予定の消防車両が、緊急消防援助隊設備整備費補助事業の対象車両ではないため、補助が見込めませんので、令和4年度は廃目となります。

17ページをお願いいたします。歳入4款県支出金1項1目民生費県負担金は、6,191万6千円で、国庫支出金と同じく低所得者介護保険料軽減事業に係る負担金であります。

歳入5款財産収入1項2目財産貸付収入は、42万4千円で、土地貸付収入であります。

歳入6款繰入金1項1目一般会計負担金調整基金繰入金は、7,665万1千円で、事務費、斎場費、廃棄物処理費への充当分及び特別会計へ繰り出す介護保険費分を、先ほど財政調整基金から一般会計負担金調整基金に名称変更する議決をいただいた同基金から繰り入れるものであり、1,165万1千円の増となります。

なお、会計処理を明確にするため、介護保険特別会計に新たに基金を設置することといたしましたけれども、これに伴いまして特別会計繰入金は、廃項となります。

歳入8款諸収入2項1目清掃事業収入は、936万2千円で、廃棄物処理施設において収集したアルミ缶、ペットボトルなどの成型品等売払収入であります。

2目雑入は、2,027万8千円で、県消防学校や県消防防災航空隊への派遣職員に係る人件費負担金等であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

18ページをお願いします。歳出1款議会費は、71万9千円で、当組合議員に係る報酬と費用弁償等であります。

歳出2款総務費1項1目一般管理費は、7,668万4千円で、人件費6,014万9千円のほか、例規集データ化・加除業務委託料、給与計算業務委託料及び事務経費であります。

2項1目監査委員費は、15万8千円で、監査委員報酬と費用弁償等であります。

歳出3款民生費は、1,173万7千円で、社会福祉法人水交会への施設改築事業債に係る償還補助金であります。

歳出4款衛生費1項1目斎場費は、1億1,145万2千円で、職員3人の人件費が2,191万1千円、派遣職員7人に係る業務委託料が3,497万5千円、中央斎場館内清掃業務委託料が313万円、火葬炉耐火物等補修工事費の南部・北部斎場分が902万円、中央斎場分が310万2千円、その他運営経費が3,931万4千円であります。

2目新南部斎場建設事業費についてでございますけれども、内訳につきましては、先ほどの議員説明会でご説明申し上げたとおりであります。総額で1億1,6

89万9千円の計上となり、8,749万9千円の増となるものでございます。

3目病院群輪番制事業費は、2,484万円で、大曲厚生医療センター、大曲中通病院及び市立角館総合病院に対する運営費補助金であります。

4目歯科在宅当番医制事業費は、177万5千円で、運営費負担金であります。

5目へい獣保冷センター費は、681万8千円で、収集運搬や処理委託料などの運営費となります。

19ページをお願いします。2項1目大仙市・美郷町負担人件費は、2,300万円、2目仙北市負担人件費は、2,457万9千円、3目共通負担人件費は、1,958万4千円で、いずれも廃棄物処理施設に係る職員人件費であります。

なお、1目、2目が減となり、3目の共通負担人件費が増加した原因は、人事異動等によるものでございます。

4目中央廃棄物処理施設一般管理費は、783万5千円で、事務経費等が431万3千円、環境衛生対策事業促進費補助金等の各種補助金や交付金等が352万2千円であります。

5目中央ごみ処理センター等運営費は、7億6,034万1千円で、長期包括運營業務委託料が6億7,137万1千円、焼却灰の処分と運搬に係る業務委託料がそれぞれ5,517万6千円と1,815万円、不燃物残渣再資源化処理業務委託料が915万8千円、廃水銀使用製品処分業務委託料が252万7千円、その他運営経費が395万9千円であります。

6目中央し尿処理センター運営費は、2億2,756万8千円で、長期包括運營業務委託料が2億1,737万8千円、槽内清掃業務委託料が918万円、その他運営経費が101万円であります。

7目新中央し尿処理センター建設事業費は、1億6,329万1千円で、新施設の整備に向けて本年度から継続費を設定して委託している施設整備事業者選定支援業務委託料が1,079万1千円、設計監理・工事監理業務委託料が880万円、新施設建設工事費が1億4,370万円であります。

8目北部廃棄物処理施設一般管理費は、2,327万3千円で、令和5年度から予定をしている施設運営管理の長期包括業務委託導入に向けた運営事業者選定に係る支援業務委託料が1,264万3千円、ごみ処理センター夜間対応業務委託料が307万4千円、ごみ処理センター計量システム賃借料が269万3千円、その他運営経費が486万3千円であります。

9目北部最終処分場運営費は、8,339万6千円で、埋立等管理補助業務委託料が3,295万円、浸出水処理施設維持管理業務委託料が955万7千円、ショベルローダーなどの重機賃借料が1,060万9千円、機器修繕工事費が827万2千円、その他運営経費が2,200万8千円であります。

10目北部ごみ処理センター運営費は、4億8,727万2千円で、運転管理及び機械設備保守整備業務委託料が2億2,638万円、機器修繕工事設計等業務委託料が、247万5千円、機器修繕工事費が1億7,490万円、電気料や燃料費等のその他運営経費が8,351万7千円であります。

11目北部し尿処理センター運営費は、1億9,004万4千円で、運転・維

持管理業務委託料が7,810万円、機器修繕工事設計等業務委託料が247万5千円、機器修繕工事費が8,001万4千円、電気料、燃料費等の運営経費が2,945万5千円であります。

以上、歳出4款衛生費は、18ページ中段に記載がございますけれども、総額22億7,196万7千円で、前年度との比較で3億7,503万9千円の増となるものであります。

20ページをお願いいたします。続きまして歳出の5款消防費1項1日常備消防費は、22億3,872万2千円で、人件費が20億687万4千円、救急救命士に係る養成経費が964万8千円、消防大学校関連経費が115万6千円、県消防学校関連経費が522万5千円、高機能消防指令センター保守点検業務委託料が3,286万6千円、消防救急デジタル無線保守業務委託料が2,254万7千円、職員健康診断業務委託料が385万4千円、ネットワークシステム賃借料が682万5千円、防火服一式261着分の賃借料が543万1千円、その他運営経費が1億4,429万6千円であります。

2目施設整備費は、8,361万1千円で、田沢湖分署の外壁・屋根塗装工事費が547万8千円、西仙北分署の屋根改修工事費が410万1千円、車両等購入費の西分署の消防ポンプ自動車3,892万9千円、大曲消防署の高規格救急自動車1,954万2千円、同車両に積載する高度救命処置用資機材が1,545万5千円、車両の中間検査に係る旅費が10万6千円であります。

以上、歳出5款消防費は、上段に記載のとおり総額23億2,233万3千円で、前年度との比較で2億3,937万1千円の減となります。

続いて歳出6款公債費は、1億4,505万2千円で、消防及び清掃事業に係る長期債償還分であります。

歳出7款諸支出金2項1目介護保険特別会計繰出金は、2億7,731万5千円で、一般会計で収納する国・県・市町負担金を原資とした低所得者介護保険料軽減事業分が2億4,766万4千円、これまで一般会計の財政調整基金で管理してきた介護保険分の基金積立金を、今回新設する介護保険特別会計負担金調整基金に積み立てるため繰り出す一般財源分が2,965万1千円であります。

歳出8款予備費は、200万円の計上であります。

次に、債務負担行為の設定について改めてご説明いたします。21ページをお願いいたします。

4款衛生費2項清掃費における新中央し尿処理センター施設整備・管理運営事業費につきましては、設計・施工及び管理運営を一括発注するDBO方式による事業運営の受託事業者を選定し、令和4年度においては実施設計を、5年度から6年度までに建設工事を行い、7年度の新施設供用開始後、21年度までの15年間は同事業者による管理運営を委託するものであり、その債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定に基づき、令和5年度から21年度までの負担額の限度額として、総額62億4,430万円を設定するものであります。

また、建設工事に係る施工監理業務委託料につきましても、令和5年度と6年度の2カ年の限度額として、合わせて3,520万円を設定するものでございま

す。

以上が一般会計の説明となります。

次に、議案第8号令和4年度介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案説明資料は戻りまして、恐れ入りますが、15ページ上段の総括表をもう一度ご覧いただきたいと存じます。総括表であります。介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、195億4,087万9千円で、前年度と比較して1億59万2千円、率にして0.52%の微増となるものであります。

歳入から順にご説明申し上げます。22ページをお願いいたします。

歳入1款介護保険料は、33億6,207万円で、1億1,289万1千円の減となります。これは、先ほどの補正予算の説明でも申し上げましたが、昨年度は介護保険料賦課額を仮の保険料基準額で積算しておりましたが、令和4年度は確定基準額での積算になったことにより減額となるものであります。

なお、収納率については現年度分を99.15%、滞納繰越分を19.0%と見込んでおります。

歳入2款分担金及び負担金は、26億8,948万6千円で、保険給付費及び地域支援事業費の増により、284万5千円の増となります。

歳入3款使用料及び手数料は、20万1千円で、介護保険料の督促手数料等であります。

歳入4款国庫支出金、歳入5款県支出金及び歳入6款支払基金交付金は、この後ご説明いたしますが、歳出2款保険給付費、歳出3款地域支援事業費、歳出4款民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出した負担金、補助金並びに交付金であります。

23ページをお願いいたします。歳入8款繰入金1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、3億4,795万2千円、2項1目低所得者介護保険料軽減繰入金は、2億4,766万4千円であり、2目の一般財源繰入金2,965万1千円については、これまで一般会計財政調整基金で管理されていた剰余金を、新設する介護保険特別会計負担金調整基金に積み立てるために繰り入れるものであります。

歳入9款繰越金は、4,150万円で、令和3年度の特別会計剰余金4,000万円を繰り越して財源とするもののほか、保険料の歳出還付金充当分などを計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。24ページをお願いいたします。

歳出1款総務費1項1目一般管理費は、1億8,742万1千円で、人件費、介護保険システムに係る保守業務委託料、各種システム等の賃借料、庁舎維持管理費負担金及び事務経費であります。なお、1,766万6千円の減となっておりますけれども、これは人事異動に伴う減に加え、法改正に伴うシステム改修や周知用パンフレット製作等の経費が減となったことが主な理由となります。

2項1目賦課徴収費は、857万3千円で、介護保険料徴収員人件費等であります。

3項1目介護認定審査会費は、1,542万4千円で、介護認定審査会委員報

酬、事務経費等でございます。

2目認定調査等費は、9,026万円で、認定調査員の人件費、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び事務経費となります。

歳出2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は、165億9,395万4千円、2目介護予防サービス給付費は、2億7,494万円、2項1目その他諸費は、1,820万円、25ページに移りまして3項1目高額介護サービス費は、4億671万9千円、4項1目特定入所者介護サービス費は、10億1,133万3千円、5項1目高額医療合算介護サービス費は、5,260万4千円の計上であります。

以上、歳出2款保険給付費は、24ページの中段に記載がございますけれども、総額183億5,775万円で、前年度との比較で8,697万4千円、資料にはございませんけれども、率にして0.48%の増となるものであります。これは、居宅サービス、施設サービスを中心とした新規事業所の開設や増床等により増額となるものであります。

続いて歳出3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、4億1,903万5千円、2目一般介護予防事業費は、8,373万6千円、3目包括的支援事業・任意事業費は、3億3,949万1千円で、構成市町等への事業委託料が多くを占めるものであります。4目その他諸費は、272万9千円であります。

以上、歳出3款地域支援事業費は、総額8億4,499万1千円で、前年度との比較で600万1千円の増となります。

歳出4款民生費は、34万2千円で、低所得者対策事業交付金であります。

26ページをお願いします。歳出5款基金積立金1項2目介護保険特別会計負担金調整基金積立金は、2,965万1千円で、歳入でもご説明申し上げましたが、一般財源繰入金を新設する介護保険特別会計負担金調整基金に積み立てるものでございます。

歳出7款諸支出金は、146万5千円で、第1号被保険者保険料還付金などあります。

なお、介護保険特別会計の基金新設に伴い、繰出金は、廃項となります。

以上が介護保険特別会計の説明となります。

当初予算に係る説明は以上となりますけれども、引き続き議案第9号令和4年度の組合経費に係る負担金についてご説明申し上げます。

27ページをお開き願います。本案は、議案第7号と議案第8号の令和4年度当初予算に伴う構成市町の負担金の額を定めるものでございます。

大仙市につきましては、前年度当初比較で3,022万4千円増の41億2,826万1千円、構成比は57.21%、仙北市については、31万4千円増の19億8,881万2千円、構成比は27.56%、美郷町につきましては、3,371万4千円増の10億9,859万7千円、構成比は15.23%、とするものでございます。

以上が議案第9号の説明となります。

最後になりますけれども、令和4年度当初予算につきましては、新南部斎場建設事業及び新中央し尿処理センター建設事業の本格化に伴う経費に加えまして、北部廃棄物処理施設の設備、機器類の修繕工事や消防分署の維持補修経費が盛り込まれております。いずれも当組合の圏域住民の安心、安全な生活を保つために必要な事業経費ではありますが、この予算執行にあたりましては、常に計画性、効果性あるいは効率性に留意をし、住民利益を第一に考えてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも格別なるご指導とご協力をお願い申し上げます。

以上、議案第7号及び議案第8号の令和4年度当初予算並びに議案第9号の令和4年度組合経費の負担金につきまして、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第7号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第8号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第9号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議事の都合上、暫時、休憩いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14「議案第10号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松管理者。

管理者 (老松博行君)

はい、議長。

議 長 (後藤健君)

はい、管理者。

管理者 (老松博行君)
議案第10号「副管理者の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。
本案は、当組合専任副管理者の小松英昭氏の任期が、来る令和4年3月31日をもって満了しますが、同氏を再任いたしたく、大曲仙北広域市町村圏組合格約第8条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。
以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健君)
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。
これより「議案第10号」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。
議事の都合上、暫時、休憩いたします。
休憩前に引き続き、会議を開きます。
小松英昭君から発言の申し出がありますので、これを許します。

副管理者 (小松英昭君)
はい、議長。

議長 (後藤健君)
はい、小松副管理者。

副管理者 (小松英昭君)
ただ今は、私の人事案にご同意を賜りまして誠にありがとうございました。また、ご推挙を頂きました老松管理者、ご理解を頂いた田口市長、松田町長にも心からお礼申し上げます。
組合設立から半世紀が過ぎまして、新たなスタートをした年にまた仕事をさせていただく機会を頂きまして、身が引き締まる思いをしております。
本日も議員説明会を開催していただきましたけれども、今後数年間は組合としては大きな事業が同時並行的に進行いたしまして、しかも佳境に入る時期となります。この事業の目的はもちろん圏域の住民の福祉の向上ということでございますけれども、事業を進めていくためには、何より議員の皆様との情報共有、それから共通認識が大事になってくるだろうというふうに思っております。今後、機会を捉えまして、事業の進捗状況などを丁寧にご説明申し上げながら進めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。
最後になりますが、改めて、また重ねて、ご同意賜りましたことに感謝を申し

上げるとともに、才能も才覚も力量もない私ではありますけれども、一生懸命微力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単措辞ではありますけれども、御礼の挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議 長 (後藤健君)

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。